

玩具などを販売される方々へ

(従業員の見やすいところにはってください)

- 1 静岡県では「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」(昭和36年静岡県条例第55号)により、青少年(18歳未満)の健全育成に努めています。
- 2 この条例では、青少年に有害と思われる玩具や器具を指定し、青少年に販売(貸付けを含む)することを禁止しています。
- 3 従業員の違反行為については、従業員のほか、営業者も罰せられる可能性があります。従業員には、十分にこのことを知らせてください。
- 4 有害玩具類等を陳列するときは、他の玩具類等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならないことを義務付けるとともに、当該有害玩具類等を青少年が購入等できない旨の掲示をしなければならないことを定めています。
- 5 有害玩具類等に指定されていなくても、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある玩具類等(不健全玩具類等)を販売等するときは、有害玩具類等と同様の取扱い(青少年に販売等しない、陳列場所の区分、青少年が購入等できない旨の掲示)をするよう努めることを義務付けています。
- 6 静岡県が有害指定した主な玩具類や器具類は下図のとおりです。その他、いわゆる大人のおもちゃのうち電動式の自慰器具も、有害玩具類等に指定されています。

◆玩具銃

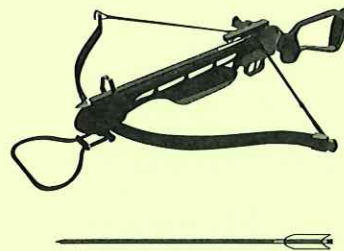
ばね式、空気式、ガス式の構造で、発射された弾丸の有する単位面積あたりのエネルギーが銃口から50cmの距離で
 $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ ($0.686\text{J}/\text{cm}^2$)
 以上のもの

(市販の6mm BB弾を使用して銃口から50cmの距離で新聞紙7枚以上を貫通する威力)



◆クロスボウ(銃砲型近代洋弓)

洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させるようになっているもの
 発射された矢の有する単位面積あたりのエネルギーが装てん時の矢の先端から50cmの距離で
 $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ ($0.686\text{J}/\text{cm}^2$)
 以上のもの



◆スリングショット

腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒(ゴム固定金具等が付加されたものを含む。)に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸その他これに類する物を発射させるもの
 発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積あたりのエネルギーが
 $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ ($0.686\text{J}/\text{cm}^2$) 以上のもの



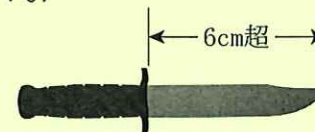
◆バタフライナイフ

柄がさやを兼ねる折り込み式であって、柄が二つに分かれて、刃体を両側の柄で挟むように収納することができるもの



◆ナイフ

刃体の長さが6cmを超えるナイフ(くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、ペーパーナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く。)であって、折りたたみ式のナイフ、スライド式のナイフにあっては、開刃した刃体を柄に固定させる装置を有するもの



◆模造刀剣類

金属で作られ、かつ、刀、剣、やり、なぎなた若しくはあいくちに著しく類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに著しく類似する形態及び構造を有するもの



◆特殊警棒

金属性の伸縮式護身具で、通常は握りの部分に突出部が収納され、使用に際し筒状の先端から突出部が飛び出す構造のもの



◆手錠類

金属の材質で堅固に作られたもので、手、指、足の自由を拘束することが可能な内径を有する二輪を連結した形状のものであって特定の鍵等によって解錠可能なもの(安全装置付きのものを含む)



詳しくは、静岡県教育委員会社会教育課までお問い合わせください。

担当：青少年育成班 電話：054-221-3313